

感染症予防対策について

感染防止に常に気をつけながら、すべての子どもたちが走り回り輝く社会の実現に向けて環境を整えます。

【事業実施基準】

- ・政府の緊急事態宣言に基づく都道府県の外出自粛要請、教育機関（幼稚園、保育園、小学校、中学校）などの休園・休校を確認する。
- ・感染状況に応じた適切な旅行先、活動場所の選定に留意する。
- ・旅程に組み込む交通機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。
- ・出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請等を確認する。
- ・受付においてスタッフによる健康チェックができる。

【事業実施判断】

- ・感染状況の変化等により事業の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、または困難となる可能性が大きい場合には、中止を検討する。
- ・事業開始後であっても、感染状況の変化によりその後の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、事業を中止し出発地に引き返すことも検討する。

【スタッフの参加基準】

- ・参加当日を含めて、1週間以内に37.5℃以上の発熱、平熱から+1℃以上の体温を超えていない、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない。
- ・各事業開始1週間前から体調チェックを行い、異常がある場合は担当者へ報告、相談する。
- ・マスクの着用については、原則として、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、症状がある場合は、必要に応じてマスクの着用を求めることがある。
- ・事業への参加にあたり未成年の場合は、保護者の同意を必要とする。

【開催自粛規定】

- ・出発地、活動場所ともに政府による「緊急事態宣言」に基づく移動自粛が求められているとき。
- ・事業関係者（職員、ボランティア）の中に感染症陽性者が発生したとき。
- ・「感染症予防対策」の徹底ができないとき。
- ・その他、当法人職員が自粛の必要性を認めたとき。

【参加者の参加基準】

- ・参加者は参加当日を含めて事業開始前3日間、毎日検温と体調（食事、排便等）記録を実施し、いずれも37.5℃以上の発熱、平熱から+1℃以上の体温を超えていない、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない
- ・参加者、家族の中に事業開始前7日以内に発熱、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状を発する人がいない。
- ・参加者、家族または接触者に感染症の陽性者がいない。
- ・マスクの着用については、原則として、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、症状がある場合は、必要に応じてマスクの着用を求めることがある。
- ・マスクの着用が効果的な場面等、マスクの着用の詳細は以下を参照する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
- ・参加者、家族の所属先等で感染症による休校、休業がない。
- ・事業への参加にあたり未成年の場合は、保護者の同意を必要とする。

【参加者及び保護者に感染者が発生した場合、もしくは濃厚接触者である可能性が高い場合】

（1）スタッフ、参加者が感染した場合

保健所・医療機関の指導により必要な療養後、保健所より通勤や登校が認められた後に参加できるようになる。

（2）スタッフ、参加者が通っている園や学校、職場で感染者が確認された場合

・園や学校、職場が「感染による休校または閉鎖」となっている期間は、参加をお控えいただく。

（3）保護者の方の職場で感染者が確認された場合

・職場が「感染者発生により閉鎖」となっている期間は、お子様の参加をお控えいただく。

【偏見やプライバシーへの考慮】

- ・参加にあたり差別や偏見が生じないようにプライバシーに配慮し、必要な指導とサポートを行う。
- ・病気や障害等でマスク着用が困難な方もいらっしゃるため、そうした申し出があった場合には、個別の事情をお伺いした上で、差別等が生じないように十分配慮するとともに、適切な感染対策を講じるように検討する。

【事業実施における感染予防策】

- ・参加者、旅行サービス提供事業者従業員、添乗員の中に無症状感染者がいる可能性があ

ることを踏まえて、感染防止策をとる。

- ・適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。
- ・参加者に旅行時の感染予防対策を周知・啓発し、対策の実行を要請する。

(1) 企画の際の旅行サービス提供事業者の選定

・旅程に組み込む交通機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策をとっていることを確認する。

(2) 感染リスク低減に配慮した旅程管理

ア 交通機関

・旅程において利用する各交通機関の完全予防ガイドラインに従って、交通事業者と旅行者双方が感染リスクに対して安全に利用ができるよう旅程管理する。

イ 宿泊施設

・旅程において利用する宿泊施設が宿泊業界の感染予防ガイドラインに従った感染予防対策を実行していることを確認し、必要に応じて改善を依頼するとともに、旅行者が適切な感染予防行動をするよう要請する。

ウ 観光

- ・旅行者同士が適切な距離を保って観光ができるようにする。

エ 食事

・旅程において利用する飲食施設では、「外食業の持続継続のためのガイドライン」および当該施設の立地する自治体のガイドライン等に従った感染予防対策を実行していることを確認し、必要に応じて飲食施設に改善を依頼するとともに、旅行者が適切な感染予防行動をするよう要請する。

・飲食施設以外の食事においても、食事時の飛沫感染を防ぐため、留意すべき基本原則に則った旅程管理を心がける。

【事業実施中の対応について】

- ・体調不良発生時は、直ちに保護者による引き取りを依頼する。
- ・他の参加者への感染防止対策を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談、受診できるように事前に準備を行う。
- ・明らかに体調が悪い、体温が高い、咳が続いている等の症状がある場合は、現地で判断し対応する。
- ・事業実施中は、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。参加者に旅行時の感染予防対策を周知・啓発し、対策の実行を要請する。

【活動中の感染防止対策】

(1) 活動内容について

- ・日中の活動は「野外での活動」を基本とし、就寝時以外は野外か換気をしている室内で

行う。

- ・適切なタイミングでの手洗いを実施するよう声かけを行う。
- ・参加時に体調不良がないことを確認しているため、活動や遊びに原則制限は設けない。

(2) マスクの着用について

- ・マスクの着用については、原則として、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、症状がある場合は、必要に応じてマスクの着用を求めることがある。

(3) 手洗い、消毒の徹底

- ・施設への入室時、トイレの後、食事・調理の前には適宜手洗い消毒を行う。

(4) 事前の体調管理と検温、体調確認

- ・参加者は事業開催3日前から体調を確認し指定用紙に必要事項を記入の上、事業実施日当日受付時にご提出いただく。
- ・これまで通り、日帰り事業では集合時、宿泊事業では就寝前と起床後にスタッフが体調確認を行い記録する。

【活動環境の整備について】

(1) 備品について

- ・使用する備品のうち水洗いできるものは適宜水洗いをし、日光に当てる。人の手が触れるものや場所は消毒を行い管理する。
- ・子どもが洗った食器類は全て、スタッフが再度洗い直しを行う。

(2) 掃除について

- ・通常のキャンプと同じように子どもにも参加させて行う。
- ・トイレ掃除はスタッフが手袋・マスクを着用し実施する。
- ・複数の人が触れる場所を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒をする。
- ・自ら使用した場所等は子ども自身で清掃する。

(3) 衛生管理の自発的行動を促す

- ・感染症予防を自ら考え行動する。ウイルスがどのように体内に入るか、感染しないための方法を子ども自身が考える。
- ・自ら活動した場所や触れた場所を思い出す。
- ・咳エチケットを意識し、非衛生的な癖（鼻をほじる、手洗い後洋服で拭くなど）に自ら気づく。
- ・手洗い、消毒、清掃は子ども自身もルーティーン化できるようシステム化する。

【注意】

- ・このガイドラインは、「新型コロナウイルス終息宣言」が発出されるまで有効とする。
- ・新型コロナウイルスの条項が更新された際には、その都度ガイドラインを修正し柔軟に

対応するものとする。

- ・感染症対策として良いことは取り入れ、繰り返しリスク評価を行う。

【参考】関係機関の通知・ガイドライン

- ・自然学校等の新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）公益社団法人日本環境教育フォーラム NPO 法人自然体験活動推進協議会 一般社団法人日本アウトドアネットワーク 2020年5月27日
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.2）日本環境教育学会新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急研究プロジェクト 2020年8月27日
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会 2020年7月1日
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第4版）一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会 2022年12月6日
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第5版）一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会 2023年3月13日

2020年8月21日策定

2021年3月20日改訂・施行

2023年2月1日改訂・施行

2023年12月1日改訂・施行